

東京電力柏崎刈羽原子力発電所における 核物質防護に係る不適切事案について

令和3年4月13日
資源エネルギー庁

IDカード不正使用事案

事案の概要

- 柏崎刈羽発電所において、昨年9月20日、発電所社員が他の社員のIDカードを無断で持ち出し、中央制御室まで不正に入域する事案が発生。翌日に発覚、東京電力は原子力規制庁に報告。
- 原子力規制委員会は、本年2月8日に、本件の重要度を「白」（※1）と判定、2月9日に同発電所の規制上の対応区分を第2区分（※2）に変更。
 - （※1）核物質防護の機能・性能への影響があり、裕度の低下は小さいものの、規制の関与の下で改善を図るべき水準
 - （※2）事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態
- 東京電力は3月10日、原子力規制委員会に対し、根本原因分析及び改善措置を取りまとめた報告書を提出。

（参考）東京電力が提出した報告書の概要

- ✓ 本事案の背後要因を、「厳格な核物質防護のための手段の不足」、「核物質防護の重要性の理解不足」「厳格な警備業務を行い難い風土」と特定。
さらに、そうした状況を許容している組織面の要因について、「管理者の現場管理実態把握力の弱さ」「内部脅威に対する意識の不足」と特定。
- ✓ 対策として、「認証装置の追加」、「核物質防護教育の強化」、「警備員のサポート体制や実働訓練の強化」、「核セキュリティ文化醸成の基本方針の見直し」、「核物質防護規定の見直し」等を提示。

核物質防護設備の機能の一部喪失事案

事案の概要

- 柏崎刈羽発電所において、昨年3月以降、核物質防護設備の機能の一部が喪失。東京電力は、実効性がある代替措置を講じていなかったことから、複数箇所において不正な侵入を検知できない可能性がある状態となっており、かつ、その復旧に長期間を要していたもの。
原子力規制委員会は「組織的な管理機能が低下」「核物質防護上、重大な事態になり得る状況であった」と指摘。
- 原子力規制委員会は、本年3月16日に本件の重要度を「赤」（※1）と判定、3月23日に同発電所の規制上の対応区分を「第4区分」（※2）に変更。
（※1）核物質防護の機能・性能への影響が大きい水準
（※2）事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態
- また、東京電力に対し、9月23日までに、IDカード不正使用事案とあわせ、直接原因の特定、根本的な原因の特定と安全文化及び核セキュリティ文化要素の劣化兆候（第三者より実施された評価を含む）の特定を行い、それを踏まえた改善措置活動の計画を報告するよう要求。
併せて、約2000人・時間を目安として追加検査を行うことを決定。
- 原子力規制委員会は、3月24日、東京電力に対し、規制上の対応区分が「第1区分」となるまで、特定核燃料物質の移動を禁ずる是正措置命令を発出する方針を決定。
4月7日、東京電力は、本件について弁明を行わない旨を回答。

一連の不適切事案に対する東京電力の対応

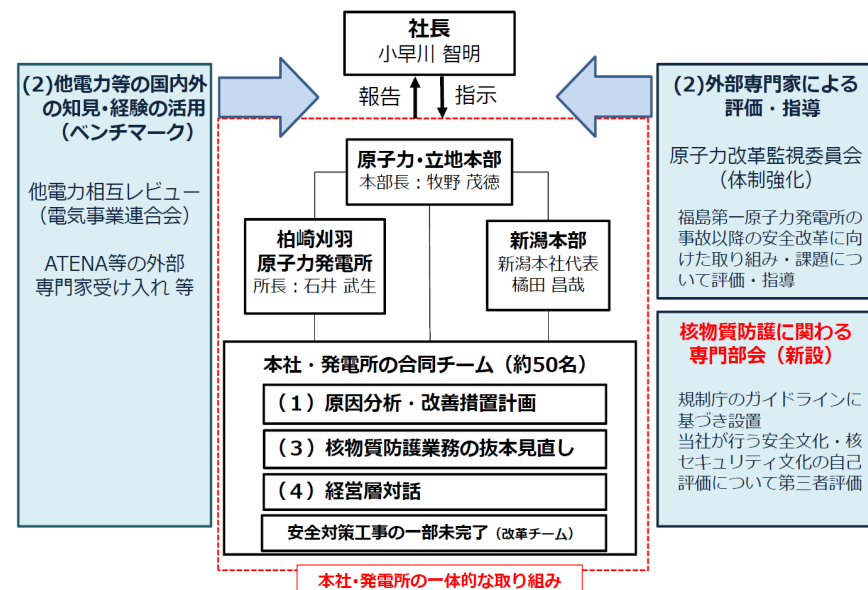
- 柏崎刈羽原子力発電所において発生した、核物質防護に係る一連の不適切事案は、**東京電力の核セキュリティ文化、安全文化が厳しく問われる事態。**
- 東京電力は、**社長の下に本社・発電所の合同チームを設置し、第三者評価や他電力・他業界等の外部専門家の指導も取り入れつつ、徹底的に根本原因を究明し、核物質防護体制を再構築する姿を示すことで、地元をはじめ国民の信頼回復に努める。経済産業省も指導・監督していく。**

東京電力の今後の対応方針

- 福島第一原子力発電所の事故まで遡り、安全文化や核セキュリティ文化の現場への浸透等の**組織的な課題の抽出**や発電所だけでなく社長を含む**経営層・本社への広範な調査**により**徹底的な原因分析**を行うとともに、原因分析や改善措置の内容について、**今後新設する専門部会による第三者評価を実施**する。
- 核物質防護業務について、法令要求に対するマニュアルへの展開や運用の状況等を**総点検、見直し**を行い、**核物質防護体制を再構築**する。
- 原子力改革監視委員会(※)にシャカラム氏（元エクセロンニュークリア副社長）や西澤真理子氏（IAEAコミュニケーションコンサルタント）を追加する等**外部専門家による評価・指導**を受ける。
- **核物質防護業務等の抜本的改善に向け**、他電力相互レビューやATENAなどの外部専門家を受け入れる等自社に閉じることなく、**他電力や他業界等国内外の良好事例を積極的に取り入れる。**
- 情報公開と核物質防護のバランスを考慮しながら、公表のあり方を検討。

改革に向けた実施体制

- **発電所の現場にリソースを集中し**、原因分析・改善計画策定と発電所運営管理業務の体制を確立・強化
- **経営層と発電所全職員での対話**を通じ、組織課題への意見・気づきを共有



(※) 東京電力の改革の取組について、外部の視点で監視・監督を行うため、取締役会の諮問機関として、2012年9月11日に設置（委員長はクライン元NRC委員長）。

(出典) 東京電力ホールディングス株式会社 プレスリリース（2021年4月7日）
「核物質防護を含む一連の事案に対する今後の対応方針」

今回の事案を踏まえた産業界における対応

- 今回の事案を教訓として、産業界は自主的取組として、各事業者の核セキュリティ対策の強化に向けた取組を実施。
- 機微情報の保護を前提としつつ、事業者間での連携、情報交換を行い、対策の実効性を点検し、改善する取組を促す。

核セキュリティ対策の相互レビュー

- 電気事業連合会において、機微情報の保護、管理を徹底した上で、核セキュリティに関するルールや運用を相互に確認し合う体制を構築。
- 事業者間での比較を通じ、それぞれの優れた点、不十分な点を洗い出し、学び合いによる核セキュリティ対策の強化を図る。

サイバーセキュリティ対策ガイドラインの実行、徹底

(※) ATENA：原子力エネルギー協議会

- 2020年3月、ATENA(※)において、「原子力発電所におけるサイバーセキュリティ対策導入自主ガイド」を発刊し、マネジメント対策と設備対策の両面でサイバーセキュリティ対策を強化するよう、各事業者に要求。
- 2021年3月、ATENAは、サイバーセキュリティ対策の重要性について各事業者CNOと改めて認識を共有の上、各事業者の実施計画の見直しを要求し、対策の実施を加速。ATENAは、対策が完了するまでの間、各年度末を目処に対策が確実に実施されていることを確認していく。